

入 札 説 明 書

平成 29 年度世界自然遺産候補地における
外来種侵入状況把握・対策検討業務

環 境 省
九州地方環境事務所
那覇自然環境事務所

はじめに

本業務の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他の関係法令及び入札心得に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

九州地方環境事務所

那覇自然環境事務所長 西村 学

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成 29 年度世界自然遺産候補地における外来種侵入状況把握・対策検討業務
- (2) 特質等 別添仕様書による
- (3) 納入期限等 平成 30 年 3 月 30 日
- (4) 納入場所 別添仕様書による
- (5) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、開札時まで「B、C 又は D」級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 沖縄県内に本社、支店、事務所又は営業所が存在すること。

4. 契約条項を示す場所等

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 1 階
九州地方環境事務所那覇自然環境事務所 総務課 調整係
電話 098-836-6400 FAX098-836-6401

5. 入札参加書等の提出期限及び提出場所

入札への参加を希望する者は、下記のとおり 4 の場所に FAX 又は郵送（配達記録が残るものに限る。以下同じ。）で提出すること。

(1) 入札心得様式 4 による書類

平成 29 年 7 月 12 日（水）17 時 15 分まで

(2) 平成 28・29・30 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を証明する書類

平成 29 年 7 月 14 日（金）10 時 00 分まで

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 7 月 14 日（金）10 時 00 分

場所 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所 会議室

（沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 1 階）

(2) 入札書の提出方法

ア. 入札書は、(1) の日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、平成 29 年 7 月 13 日（木）17 時までに、入札心得に定める様式 2 による書面を提出すること。

イ. 書面により入札書を提出する場合は、(1) の日時及び場所に、入札心得に定める様式 1 による入札書を持参すること。電話、FAX、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

7. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格により落札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするところがある。

8. 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
 - ア. 提出期限 平成 29 年 7 月 13 日（木） 12 時 00 分まで
（持参の場合は、12 時から 13 時を除く）
 - イ. 提出場所 4 の場所
 - ウ. 提出方法 持参又は FAX によって提出すること。
なお、会社名・担当者名・電話番号・FAX 番号は必ず記載しておくこと。
- (2) (1)の質問に対する回答は、平成 29 年 7 月 13 日（木） 17 時 15 分までに FAX により行う。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子入札システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

10. その他

- (1) 入札結果の公表
落札者が決定したときは、入札結果を開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。
- (2) 電子入札システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先
全省庁共通電子調達システムホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記 4 の場所に連絡すること。
- (3) 提出様式について
那覇自然環境事務所 Web サイトの「調達情報」>「入札契約情報」>「入札心得」を一読した上、必要に応じて様式 1 から 4 までを作成すること。
- (4) 分任支出官負担行為担当官が、相当の理由により、入札の妨害と認めた場合は、該当する参加者に対し、指名停止等の措置を講ずる場合がある。
- (5) 全ての FAX 送信については、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる日を除くこと。

平成 29 年度世界自然遺産候補地における外来種侵入状況把握・対策検討業務 仕様書

1. 業務の目的

『外来種被害防止行動計画』（平成 27 年 3 月 26 日、環境省・農林水産省・国土交通省）では、外来種被害予防三原則である「入れない」「捨てない」「拡げない」の考えのもとに、意図的に導入される外来種の適正管理について言及している。くわえて、非意図的導入に対しても「生物多様性保全上重要な地域において、優先的に対策を進める」としており、環境省ではこれまでも全国主要空港・港湾における定点モニタリング等を行っているほか、那覇自然環境事務所では巡視や監視員の配置等により早期発見・初期防除に努めてきたところである。

本業務では世界自然遺産候補地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島において、環境省・農林水産省で平成 27 年 3 月に公表した『我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト』に掲載されている種（以後、「リスト掲載種」と言う）を対象として、どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか把握するための調査を行う。また、文献確認や市町村資料館等での情報収集により侵略的外来種の定着状況や侵入時期等を詳細に把握し、これらの情報を整理して一般の人にわかりやすく伝える情報地図を作成するとともに、侵略的外来種ガイドブックの版下を作成する。

2. 業務履行期限

契約の日から平成 30 年 3 月 30 日まで

3. 業務実施場所

鹿児島県奄美群島、沖縄県

4. 業務の内容

(1) 侵入状況把握調査

海外からの輸入物や国内からの移動物により非意図的導入があり得る場所のうち、既存報告書等からこれまであまり調査が行われていない場所を優先し、奄美大島・徳之島から 40 箇所、沖縄島（北部地域を含む）から 80 箇所、西表島・石垣島から 40 箇所程度（合計 160 箇所程度）選定する。各箇所で 2.5～3 km 程度の調査ラインを予め設定し、港湾のような広い場所においては複数の調査箇所を設ける。調査箇所の選定については那覇自然環境事務所担当官（以後「担当官」という）と打ち合わせ、了解を得ること。見落としがないよう動植物について十分に識別能力を有する調査者二人一組でゆっくりと歩行しながらリスト掲載種全種について存在の有無及び発見場所等を記録する。アリ類などの昆虫やクモ類なども見落としがないよう留意する。踏査経路については GPS 受信機を用いて記録する。GPS 受信機は当所より貸与する。また、後述する（4）の資料として活用できるよう、リスト掲載種の写真及び生息・生育環境の写真を適宜撮影する。踏査経路のログファイル及び写真データは成果物として納品する。

(2) 市町村毎の外来種情報収集、データベース構築

奄美大島・徳之島（奄美市、龍郷町、大和村、宇検村、瀬戸内町、徳之島町、伊仙町、天城町）、沖縄島北部地域（国頭村、東村、大宜味村）、西表島（竹富町及び西表島への出入りルートとなる石垣市）の 13 市町村において、リスト掲載種の分布や利用、定着状況や侵入時期及び侵入経緯等のほか、対策実施箇所とその内容、活動期間や活動主体等に関して網羅的に整理できるよう、市町村史や近年の新聞、市町村広報誌などの文献確

認及び市町村資料館等での情報収集を行い、情報源及び情報の内容に関するデータベースを作成するとともに、GIS上で情報整理する。実施にあたっては当所で実施した「平成28年度沖縄県における外来種情報収集等業務」報告書を貸与する。資料の収集・整理方針等について予め担当官と打ち合わせ、了解を得ること。各市町村で現地情報収集2人日、情報整理2人日で計4日程度（13市町村×4人日で合計52人日程度）の作業を見込む。

(3) GISでのデータ整理とマップの作成

(1)～(2)で得られた情報及び那覇自然環境事務所で実施した業務報告書より、リスト掲載種の有無に関して情報ソースとともに位置情報をGIS上で情報整理し、整理された情報からの成果物として三次メッシュマップ（以後、「侵略的外来種マップ」と言う）を作成する。侵略的外来種マップには対策実施箇所とその内容、活動期間や活動主体等に関する情報もあわせて整理する。8月末までに那覇自然環境事務所で実施した業務報告書からの情報に関してはもれなくとりまとめた中間データを業務進捗状況とともに提出・報告する。

(4) 侵略的外来種ガイドブック版下作成

奄美群島及び沖縄県内で見られるリスト掲載種のほか、在来の類似種などを紹介する侵略的外来種ガイドブックの完全版下原稿を作成する。A5版全面カラーで160ページ程度とし、侵略的外来種の概要、リスト掲載種各種や類似種の写真と生息・生育環境写真に、簡単な解説、イラスト等をくわえ、本書を見ながら市民活動や学校の課外活動で調査に活用することを想定する。編集方針・編集内容については担当官と打ち合わせながら進める。編集作業に30人日程度を見込む。版下として用いたデータ・イラスト・写真について再編集・再加工・再配布可能な形式で納品する。

5. 成果物

紙媒体： 報告書 20部（A4版 100ページ程度）

電子媒体： 報告書及び4(1)～(4)の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）2式
報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出期限： 平成30年3月30日

提出場所： 環境省那覇自然環境事務所

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、本事業の開始時に本事業に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされる時又は請負者において本事業に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が事業終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき及び本仕様書に記載のない細部事項について必要と認めるときは、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 206 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 207 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

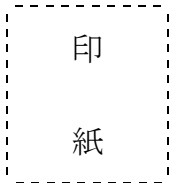
- (1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。
 - ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
 - ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)
- (2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。
 - ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
 - ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" ”」、「` ´」→「' ´」、「ー」→「-」
 - ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
 - ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；ワープロソフト Justsystem 社 一太郎（ファイル形式は一太郎 2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
 - ・地理情報システム；ESRI 社 ArcGIS で表示できる形式
 - ・画像編集；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は PowerPoint2010 以下）、又は Adobe 社 Illustrator（ファイル形式は CC 以下）
 - ・DTP；Adobe 社 InDesign（ファイル形式は CC 以下）又は Adobe 社 Illustrator（ファイル形式は CC 以下）
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。



契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長 西村 学 (以下「甲」という。) は、 (以下「乙」という。) と「平成29年度世界自然遺産候補地における外来種侵入状況把握・対策検討業務」(以下「業務」という。) について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成30年3月30日

納入場所 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に

対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（かし担保）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

（秘密の保全）

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)


第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1階
氏名 分任支出負担行為担当官
九州地方環境事務所
那覇自然環境事務所長 西村 学 

乙 住所
氏名 